鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日（金）
号外第５６号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ **企業局管理規程**　鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（２）（経営企画課）・・・・・・・・・・・・２
鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程（３）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・20

◇ **企業局訓令**　鳥取県企業局文書管理規程及び鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令（２）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

企 業 局 管 理 規 程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年３月29日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県企業局管理規程第２号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１鳥取県営電気事業勘定科目の資産の部の１を次のように改める。

１　固定資産

科目	款	項	目	節	備考
固定資産 Ⅰ　（電気事業固定資産）					電気事業の用に供する固定資産を整理する。
	水力発電設備				
		（何）発電所			
			土地		土地の取得に関して要した買収代及び整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）、登録免許税、周旋料、消耗品費等の諸経費を整理する。
			水源かん養林		水源かん養林の取得に関して要した買収代及び土地の取得に要する諸経費並びに植林費を整理する。
			建物		建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、人夫賃、消耗品費、登録免許税、周旋料等を整理する。
				鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
				れんが造	鉄骨造、石造、ブロック造及び土蔵造を

					含む。
				木造	木骨モルタル造を含む。
			（構築物）		
			水路		基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸経費を含む。
				えん堤	貯水池又は調整池に属するものを除く。
				取水口	
				導水路	
				沈砂池	
				水槽	
				水圧管路	水圧管附属バルブ及びパイプ類を含む。
				放水路	
				雑工事	水路の建設に伴う道路付替費用等で本目の他の節に該当しないものを整理する。
			（構築物）		
			貯水池（又は調整池）		
				えん堤	「水路」に整理されるものを除く。
				雑工事	「水路」の同節に準ずる。
			機械装置		
				水車	所内用水車及び励磁器用水車を含む。
				発電機	所内用発電機を含む。
				主要変圧器	
				配電盤開閉装置	母線ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。
				屋外鉄構	
				諸機械装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等（所内用変圧器を含む。）であって、上記の各節に該当しないものを整理する。

					基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸経費を含む。
				基礎	機械装置のため特に施設した基礎を整理する。ただし、建物の基礎と区分し難いものは「建物」に整理する。
			諸装置		
				電信電灯電力装置	
				運材装置	木材を運搬するための装置を整理する。「えん堤」に整理されるものを除く。
				修繕試験装置	
				雑装置	本目の他の節に該当しないものを整理する。
			備品		
				工具	
				器具及び備品	
				車両及び船舶	
			リース資産		300万円を超えるファイナンス・リース取引の目的となっている借入資産を整理する。「無形固定資産」に整理されるものを除く。
			無形固定資産		種類別に節に整理する。
			総係費		建設のために要した測量及び監督費、仮設備に要した費用その他「水力発電設備」に関する諸経費で２以上の目に関連してそれぞれの目に区分し難いものを整理する。工事中の災害に伴う

					損失、残材料の庫入差額、補償費等を含む。 建設仮勘定から振り替えられたときの総係費を各節に区分して記録しておくものとする。
				測量監督費 仮設備費 補償費 建設中利子 建設分担関連費 雑係	
			減価償却累計額（貸方）		
				普通償却累計額（貸方） 特別償却累計額（貸方）	
			（共有○○）		「水力発電設備」を他と共有する場合は、当該設備に該当する目及び節に共有と冠して整理するものとし、共有の相手方の持分額を貸方に計上する。
				（共有者持分額）（貸方）	
	風力発電設備				「水力発電設備」の款に準ずる。
		（何）発電所			
			建物		
				鉄筋コンクリート造	
			構築物		
			機械装置		
				風車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 受電設備 自動制御装置 タワー設備	

				その他機械装置	
			諸装置		
				電信電灯電力装置	
				運材装置	
				その他装置	
			備品		
				工具	
				器具及び備品	
			無形固定資産減価償却累計額（貸方）		
	太陽光発電設備				「水力発電設備」の款に準ずる。
		（何）発電所			
			土地		
			建物		
				鉄筋コンクリート造	
				れんが造	
				木造	
			構築物		
			機械装置		
				太陽電池	
				逆変換装置	
				主要変圧器	
				配電盤開閉装置	
				自動制御装置	
				屋外鉄構	
				その他機械装置	
			諸装置		
				電信電灯電力装置	
				その他諸装置	
			備品		
				工具	
				器具及び備品	
				車両	
			無形固定資産減価償却累計額（貸方）		
	送電設備				
		（何）送電線路			線路別に整理する。ただし、２以上の送電線路に所属するも

					のについては、いずれか主たる送電線路に含めて整理する。
			土地		「水力発電設備」の同目に準ずる。
			建物		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			構築物		
				架空電線路	電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の同項に準じて整理する。
				地中電線路	電気事業会計規則の同項に準じて整理する。
			機械装置		
				保安開閉装置	電気事業会計規則の同項に準じて整理する。
				保安通信装置	電気事業会計規則の同項に準じて整理する。
			備品		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			リース資産		「水力発電設備」の同目に準ずる。
			無形固定資産		種類別に節に整理する。
			総係費		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			減価償却累計額（貸方）		
	業務設備				
		本局（又は何所）			
			土地		「水力発電設備」の同目に準ずる。
			建物		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			構築物		電気事業会計規則の「独立電話線路」、

					「添加電話線」及び「空中線施設」を整理する。
			機械装置		電気事業会計規則の「通信機械装置」及び「諸装置」を整理する。
			備品		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			リース資産		「水力発電設備」の同目に準ずる。
			無形固定資産		種類別に節に整理する。
			総係費		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			減価償却累計額（貸方）		
Ⅱ　（附帯事業固定資産）					附帯事業の用に供する固定資産を整理する。
	（何）	（何）			
Ⅲ　（事業外固定資産）					電気事業又は附帯事業のいずれの用にも供されないことが確定した固定資産（除却仮勘定又は貯蔵品勘定へ振り替えられないものを含む。）を整理する。
	（何）	（何）			
Ⅳ　（固定資産仮勘定）					「電気事業固定資産」の目及び節に準じて整理する。
	建設仮勘定	（何）			工事件名別に整理する。
	建設準備勘定	（何）			地点別又は工事別に整理する。
	除却仮勘定				「建設仮勘定」に準じて整理する。

		（何）			

別表第１鳥取県営電気事業会計勘定科目の収益の部の10を次のように改める。

10　収益

款	項	目	節	細節	備考
電気事業収益					
	営業収益				
		電力料			
			水力発電電力料		
			風力発電電力料		
			太陽光発電電力料		
		営業雑収益			「電力料」に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものを整理する。
			供給雑収		電気の供給に直接関係のある雑収益を整理する。
			その他営業雑収益		公舎使用料、造林収益その他電気の供給に直接に関係のない雑収益を整理する。
	財務収益				
		受取配当金			
		受取利息			
			有価証券利息		
			貸付金利息		
			預金利息		
			雑利息		
		基金収益			
			減債基金収益		
			その他特定基金収益		
	附帯事業収益				「附帯事業費用」に対応する収益について事業毎に目節細節を設けて整理する。
	事業外収益				「営業収益」、「財務収益」及び「附帯事業収益」の各項に該当しない収益を整理する。
		雑収益			
			固定資産売却益		

			有価証券売却益 事業外固定資産管理収益 不用品売却益 その他雑収益		「固定資産売却益」に該当するものを除く。
	特別利益	消費税還付金 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益			１件100万円以上のものを整理する。

別表第１鳥取県営電気事業会計勘定科目の費用の部の11を次のように改める。

11　費用

款	項	目	節	細節	備考
電気事業費用					
	営業費用				
		（何）水力発電費			
			給料		定数内職員の本俸額
			手当		定数内職員の手当額
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				扶養手当	
				通勤手当	
				特殊勤務手当	
				時間外勤務手当	休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。
				期末手当	
				勤勉手当	
			給料手当振替額（貸方）		
			法定福利費		
				職員共済組合費	共済組合負担金を整理する。
				労災保険料	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による負担金及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定によ

					って事業主が負担する保険料を整理する。
				労災補償費	労働基準法（昭和22年法律第49号）により事業者が補償すべきことが定められている災害について労災保険法による給付がない場合において事業主が補償するために要した金額を整理する。
				健康診断費	定期健康診断費を整理する。雇入の際に行う健康診断経費は、一般管理費の「雑費」に整理する。
			厚生福利費		
				保健費	診療所費、生活福利費その他安全衛生に関する費用を整理する。
			賃金		定数内職員以外の者に対する給与及びこれに準ずるものを整理する。
			潤滑油脂費		機械の潤滑油脂に関する費用を整理する。ただし、変圧器油及び開閉器油は「修繕費」に、船舶、自動車等に使用する油類、灯火、暖房用油類は「消耗品費」にそれぞれ整理する。
			消耗品費		被服費、什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書印刷費、燃料費等を整理する。 消耗品の修繕費を含む。

			建物修繕費		「水力発電設備」の「建物」の修繕に要する費用で、自己の工事材料、消耗品等の物品を使用した場合の材料費等、請負業者への支給材料費、請負業者に支払った請負代価、修繕工事のために支出した賃金、補償費、雑費等を整理する。
			構築物修繕費		「水力発電設備」の「構築物」の修繕に要する費用を整理する。
			機械装置修繕費		「水力発電設備」の「機械装置」の修繕に要する費用を整理する。
			雑修繕費		「水力発電設備」の「土地」、「水源かん養林」、「諸装置」及び「備品」の修繕に要する費用を整理する。
			修繕準備引当金補償費		定期的又は臨時的補償料及び賠償費を整理する。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。 これらに関連する受入保険金は貸方に計上する。
			賃借料		水力発電のために他人の資産を使用した場合の使用料、賃借料等を整理する。
				借地借家料 雑賃借料	
			委託費		委託運転費及び雑委託費を整理する。

			損害保険料		
			交付金		国有資産等所在市町村交付金法（昭和32年法律第82号）に基づき所在市町村に交付する交付金を整理する。
			通信運搬費		通信料及び運搬代を整理する。
			旅費		
			寄附金		
			会議費		
			分担金		
			雑費		他の節に該当しない委託費、交際費、食糧費、広告費、雑費等を整理する。
			雑損		棚卸評価損等電気事業の運営に伴って通常発生する損失で他の節に該当しないものを整理する。
			減価償却費		
				普通償却	
				特別償却	
			固定資産除却費		
				除却損	除却に関して直接要した賃金、消耗品費及び諸費を含む。
				除却費	
			共有設備費分担額		共有の相手方に支払った分担金を整理する。
			共有設備費分担金（貸方）		共有の相手方から受け入れた分担金を整理する。
		（何）風力発電費			「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
			給料		
			手当		
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				扶養手当	
				通勤手当	

				特殊勤務手当	
				時間外勤務手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
			給料手当振替額（貸方）		
			法定福利費		
				職員共済組合費	
				労災保険料	
				労災補償費	
				健康診断費	
			厚生福利費		
				保健費	
			賃金		
			潤滑油脂費		
			消耗品費		
			建物修繕費		
			構築物修繕費		
			機械装置修繕費		
			雑修繕費		
			修繕準備引当金		
			補償費		
			賃借料		
				借地借家料	
				雑賃借料	
			委託費		
			損害保険料		
			交付金		
			通信運搬費		
			旅費		
			寄附金		
			会議費		
			分担金		
			雑費		
			雑損		
			減価償却費		
				普通償却	
				特別償却	
			固定資産除却費		
				除却損	
				除却費	
			共有設備費分担額		
			共有設備費分担金（貸方）		

		（何）太陽光発電費			「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
			給料		
			手当		
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				扶養手当	
				通勤手当	
				特殊勤務手当	
				時間外勤務手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
			給料手当振替額（貸方）		
			法定福利費		
				職員共済組合費	
				労災保険料	
				労災補償費	
				健康診断費	
			厚生福利費		
				保健費	
			賃金		
			潤滑油脂費		
			消耗品費		
			建物修繕費		
			構築物修繕費		
			機械装置修繕費		
			雑修繕費		
			修繕準備引当金		
			補償費		
			賃借料		
				借地借家料	
				雑賃借料	
			委託費		
			損害保険料		
			交付金		
			通信運搬費		
			旅費		
			寄附金		
			会議費		
			分担金		
			雑費		
			雑損		
			減価償却費		

				普通償却	
				特別償却	
			固定資産除却費		
				除却損	
				除却費	
			共有設備費分担額		
			共有設備費分担金（貸方）		
		（何）送電費			節及び細節は、下記のとおり区分し、「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
			賃金		
			消耗品費		
			建物修繕費		
			構築物修繕費		
			機械装置修繕費		
			雑修繕費		
			補償費		
			賃借料		
				借地借家料	
				線路使用料	他人の所有する電線路を使用して送電し、又は通信するための電線使用料、他人の所有する電柱に送電線路を共架する場合の共架料等を整理する。
				電柱敷地料	電柱を設置するために他人の土地を使用する場合の賃借料を整理する。
				線下補償料	送電線路の通過のために、その線下の土地を制限し、又は阻害する場合に契約に基づいて継続的に支払う補償料を整理する。
				雑賃借料	
			委託費		設備の保守を委託した場合の費用を整理

					する。
			損害保険料		
			交付金		
			雑損		
			減価償却費		
			固定資産除却費		
		一般管理費			節及び細節は、下記のとおり区分し、「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
			給料		
			手当		
			給料手当振替額（貸方）		
			退職給与金		
				実支払額	
				引当額	
			法定福利費		
			厚生福利費		
			賃金		
			消耗品費		
			建物修繕費		「業務設備」の「建物」の修繕に要する費用を整理する。
			構築物修繕費		「業務設備」の「構築物」の修繕に要する費用を整理する。
			機械装置修繕費		「業務設備」の「機械装置」の修繕に要する費用を整理する。
			雑修繕費		「業務設備」の「土地」及び「備品」の修繕に要する費用を整理する。
			補償費		
			賃借料		
				借地借家料	
				雑賃借料	
			委託費		
			損害保険料		
			養成費		職員の養成に要する費用を整理する。
			研究費		委託技術研究費用そ

					の他の研究のために要する費用を整理する。
			交付金		
			通信運搬費		
			旅費		
			寄附金		
			会議費		
			分担金		
			雑費		
			雑損		
			減価償却費		普通償却のみを整理する。
			固定資産除却費		
			建設分担関連費振替額（貸方）		電気事業会計規則第40条の規定によって固定資産勘定に配付された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。
			附帯事業費分担関連費振替額（貸方）		
	財務費用				
		支払利息			
			企業債利息		
			一般長期借入金利息		
			他会計借入金利息		
			一時借入金利息		
			雑利息		
			建設中利子振替額（貸方）		電気事業会計規則第８条の規定によって固定資産勘定へ振り替えられた金額を整理する。
		企業債発行差金償却費			
			企業債発行差金償却費		
			企業債発行費償却費		
	附帯事業費用				

	事業外費用				
		雑損失			
			建設準備勘定償却費		
			固定資産売却原価		
			事業外固定資産管理費		
			財産偶発損		
			物品売却原価		
			その他雑損失		災害損失償却費、有価証券売却損等を整理する。
		消費税			
	特別損失				１件100万円以上のものを整理する。
		固定資産売却損			
		臨時損失			
		過年度損益修正損			
		その他特別損失			

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年３月29日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県企業局管理規程第３号

鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程

（鳥取県企業局財務規程の一部改正）

第１条　鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（企業出納員） 第３条　略 ２・３　略 ４　事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長、課長補佐又は係長をもってこれに充てる。 （賠償責任を有する職員の指定） 第66条の２　法第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。 （１）　支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、係長及びこれらの職員の職と同等の職にある職員 （２）　略 （３）　支出の事務又は支払の事務に直接関与した係長その他の経理担当職員、出納員及び資金の前渡を受けた者の補助職員 （４）　略	（企業出納員） 第３条　略 ２・３　略 ４　事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長、主幹又は副主幹をもってこれに充てる。 （賠償責任を有する職員の指定） 第66条の２　法第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。 （１）　支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、副主幹及びこれらの職員の職と同等の職にある職員 （２）　略 （３）　支出の事務又は支払の事務に直接関与した副主幹その他の経理担当職員、出納員及び資金の前渡を受けた者の補助職員 （４）　略

（企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第２条　企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第３条、第４条関係）
級別職務分類表
ア　一般職員
<table><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>３級</td><td>係長の職務</td></tr></table></td><td>別表第１（第３条、第４条関係）
級別職務分類表
ア　一般職員
<table><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>３級</td><td>係長又は副主幹の職務</td></tr></table></td></tr>
</table>

４級	課長補佐又は事務所（東部事務所又は西部事務所をいう。以下同じ。）の次長の職務
５級	困難な業務を処理する課長補佐又は事務所の次長の職務
略	

イ　略

４級	課長補佐、主幹又は事務所（東部事務所又は西部事務所をいう。以下同じ。）の次長の職務
５級	困難な業務を処理する課長補佐、主幹又は事務所の次長の職務
略	

イ　略

（鳥取県企業局組織規程の一部改正）

第３条　鳥取県企業局組織規程（平成５年鳥取県企業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
	（内部組織の設置） 第10条　次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として同表の右欄に掲げる担当を置く。 鳥取県企業局東部事務所 ／ 設備・運転担当、土木施設担当 鳥取県企業局西部事務所 ／ 営業担当、施設担当、管理担当
（分掌事務） 第10条　略	（分掌事務） 第11条　略
	（担当の分掌事務） 第12条　担当の分掌事務は、所の長が定める。 ２　所の長は、担当の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。
（職制） 第11条　略	（職制） 第13条　略
（事務分担） 第12条　略	（事務分担） 第14条　略

（鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正）

第４条　鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置に関する規程（平成19年鳥取県企業局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、係長、主事、土木技師、電気技	鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主事、土木

師、現業職長及び管理技術員とする。	技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

企　業　局　訓　令

鳥取県企業局訓令第２号

鳥取県企業局文書管理規程及び鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月29日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県企業局文書管理規程及び鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令

（鳥取県企業局文書管理規程の一部改正）

第１条　鳥取県企業局文書管理規程（平成24年鳥取県企業局訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（文書管理主任等） 第４条　略 ２・３　略 ４　文書管理補助員は、係長以上の職にある職員（文書管理主任である者を除く。）をもってこれに充てる。 ５　略	（文書管理主任等） 第４条　略 ２・３　略 ４　文書管理補助員は、係長<u>又は副主幹</u>以上の職にある職員（文書管理主任である者を除く。）をもってこれに充てる。 ５　略

（鳥取県企業局職員研修規程の一部改正）

第２条　鳥取県企業局職員研修規程（平成24年鳥取県企業局訓令第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この訓令において「所属長」とは、鳥取県企業局組織規程（平成５年鳥取県企業管理規程第４号）第７条第１項に規定する課の長及び同規程<u>第11条第１項</u>に規定する所の長をいう。	（定義） 第２条　この訓令において「所属長」とは、鳥取県企業局組織規程（平成５年鳥取県企業管理規程第４号）第７条第１項に規定する課の長及び同規程<u>第13条第１項</u>に規定する所の長をいう。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。